

改正

平成24年 3月26日告示第25号

日出町建設工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日出町が施工する建設工事(土木工事、農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事、電気・機械・電気通信等の設備工事及び建築工事等をいう。)の検査について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 検査員

ア 契約担当者から検査を命じられた職員又は検査を依頼された職員をいう。

イ 契約担当者は必要があると認めた場合は部外の者を任命することができるものとし、その任命された者

(2) 監督員 日出町公共工事請負契約約款(平成10年告示第4号。以下「約款」という。)第9条に規定する者をいう。

(3) 請負者 日出町財務規則(平成14年規則第2号。以下「規則」という。)及び約款の規定により、日出町と建設工事の請負に関し契約を締結した者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完成検査、出来形確認及び中間検査とする。

2 完成検査は、約款第31条に規定する工事の完成の確認をするため及び約款第38条に規定する指定部分に係る完了の確認をするための検査をいい、出来形確認又は中間検査で既に検査した部分を含め、全ての出来形について行うものとする。

3 出来形確認は、約款第37条及び第50条に規定する工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料の確認をするための検査をいう。

4 中間検査は、次のものをいう。

(1) 約款第33条の規定に基づき工事目的物の全部又は一部を使用する場合に、特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査

(2) 橋梁等の構造部材の仮組立等で特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認
をするための検査

(契約検査室の行う検査)

第4条 契約検査室長は、1件の設計金額が130万円以上の建設工事について第3条の検査を行うものとする。

(発注担当課等の行う検査)

第5条 発注担当課等の長は、1件の設計金額が130万円未満の建設工事について第3条の検査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず新工法、特殊工法その他当該発注担当課等において行うことが適当でない建設工事の検査は、契約検査室長に依頼することができる。

(検査の基準)

第6条 検査員の行う建設工事の検査基準は、大分県土木建築部工事検査基準、大分県農林水産部工事検査基準等に準じて行う。

(検査員の選任)

第7条 検査員の選任は、請負者から提出された工事完成通知書又は出来形確認要求書を受理したとき及び中間検査を必要とするときまでに行うものとする。

2 2人以上の検査員により検査を行う必要があると認められる場合は、それぞれの検査職員の検査の対象を建設工事の施工区間、建設工事の種別等により定めるとともに、総括する検査員を定めなければならない。

(検査の時期)

第8条 完成検査は、原則として工期内検査とし、検査員は、請負者から工事完成通知書又は出来形確認要求書の提出があった日から起算して14日以内に検査を行わなければならない。

(検査の指示)

第9条 検査員は、適正な検査を行うため必要な事項について、請負者に対して指示をすることができる。

(検査の立会)

第10条 検査を実施するときは、請負者又は現場代理人、主任技術者等（主任技術者又は監理技術者その他必要な専門技術者をいう。以下同じ。）並びに監督員を立会わせるものとする。

(検査の方法)

第11条 検査員は、建設工事が、その契約書及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び

現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に基づき適正に施工されたかどうかを、当該工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえについて厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の中止)

第12条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止するものとする。

(1) 請負者、現場代理人又は主任技術者等が検査員の指示に従わず、検査の実施が困難であるとき。

(2) 建設工事の施工状況が設計図書と著しく相違し、検査の実施が困難であるとき。

(3) 前2号の規定するもののほか、検査することが不相当と認めるとき。

(検査結果の処理)

第13条 検査員は、検査の結果、工事目的物又は出来形部分が契約書及び設計書に適合すると認める場合は、規則第98条に定める検査調書を作成し、契約担当者に報告するものとする。

2 検査員は、検査の結果、工事目的物又は出来形部分が契約書及び設計書に適合しないと認める場合は、契約担当者にその検査結果を検査結果報告書(様式第1号)により報告しなければならない。

(建設工事検査委員会)

第14条 前条第2項の報告を受けた契約担当者の求めに応じ、当該建設工事について講ずべき修補等の措置に関し審議を行うため、日出町建設工事検査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

(修補方法等の検討)

第15条 契約担当者は、請負者に修補その他適当な処理を行わせる場合は、必要に応じて委員会に諮り、その審議結果を踏まえてその方法等を決定するものとする。

(帳簿の保管)

第16条 発注担当課は、工事検査台帳(様式第2号)、工事台帳(様式第3号)その他必要な帳簿を保管するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月26日告示第25号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

様式第2号（第16条関係）

様式第3号（第16条関係）

様式第1号(第13条関係)

検査結果報告書

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自 年 月 日	請 負 者	代表者
	至 年 月 日		
完成年月日	年 月 日		
検査年月日	年 月 日	監 督 員	
検 査 員			
検査結果			

上記のとおり、工事の完成検査(出来形確認・中間検査)を行ったので、日出町建設工事検査要綱第13条第2項の規定により通知します。

年 月 日

検査員

印

契約担当者

様

様式第2号(第16条様式)

(その1)

工 事 検 査 台 帳

日出町

工 事 名										
工 事 場 所	日出町									
設 計 額	変更				円	発注担当課				
	当初				円					
請 負 金 額	変更				円	商号又は名称 代 表 者 名				
	当初				円					
工 期	変更	自	年	月	日	監 督 員 職 氏 名	主)			
	至	年	月	日						
	当初	自	年	月	日		副)			
	至	年	月	日						
検 査 の 種 類					検 査	検 査 員 職 氏 名				
確 認 年 月 日				年	月	日	検 査 年 月 日	年	月	日
担 当 課						請 負 者	(現場代理人)
立 会 人 職 氏 名						立 会 人 氏 名				
設 計 概 要					検 査 記 事					

